

18歳から応募できます

## 期日前投票所の立会人を募集

★選挙管理委員会事務局 ☎ 25- 1 1 8 7

皆さんに政治や選挙への関心を持っていただき、選挙を身近なものと感じてもらうため、期日前投票所の立会人を募集します。

**立会日** 選挙の告示（公示）日の翌日から投票日の前日までのいずれかの日

**場所** 市役所または児玉総合支所（アスパアこだま）のいずれか

**時間・報酬**

立会時間	報酬
午前8時30分～午後8時	9,600円
午前8時30分～午後2時15分	4,800円
午後2時15分～午後8時	4,800円

※報酬から規定の源泉所得税を控除します。交通費、食事代の支給はありません。

**応募資格** 18歳以上の市内在住者で、市の選挙人名簿に登録されている方

**職務** 投票が公正に行われているかを見届けること

**申込方法** 登録申請書に必要事項を記入のうえ、郵送、**FAX**、**☎**または直接下記へ

※登録申請書は、選挙管理委員会事務局（市役所5階）または**HP**で配付。

**申込先**

〒367-8501  
本庄市本庄3-5-3  
本庄市選挙管理委員会事務局  
**FAX** 22-0608  
**☎** senkan@city.honjo.lg.jp



※右記コードからも申し込めます。 ▲申込

**選任までの流れ** 登録完了後、選挙ごとに日程調整等の連絡を行い、選任します（登録者が必ず選任されるとは限りません）。

※一度登録された方は、取消の申出や転出等がない限り、登録が継続します。

<令和3年度中に執行される選挙>

●衆議院議員総選挙 ●市長・市議会議員一般選挙

## 1日2万人が利用するJR本庄駅の自由通路に 広告を掲載しませんか

★都市計画課 ☎ 25- 1 1 3 7

**掲載期間** 10月から令和4年3月までのうち、連続する3か月以上の期間（1か月単位）

**サイズ** B0判・横向き（縦1,030mm×横1,456mm）

**広告料** 1枠3万円/月

**募集枠数** 2枠

**申込方法** 申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類と合わせて下記へ郵送または持参

※申込書は、都市計画課（市役所2階）または**HP**で配付。

**申込期間** 7月16日（金）まで（必着）

**申込先**

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3  
本庄市役所都市計画課

**注意事項**

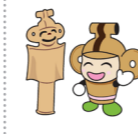
●次の費用は広告掲載者の負担となります。



- ・ 広告の原稿及び電子データの作成費用
- ・ 掲載用ポスターの作成費用
- ・ 広告の取付及び撤去費用
- 広告の内容によっては掲載できない場合があります（本庄市有料広告事業取扱要綱をご覧ください）。
- 必要書類の詳細や広告の提出方法等、詳しくは、**HP**でご確認ください。



▲広告掲載



▶めざせ！埴輪職人

## ミニ埴輪をつくろう

イベント

★本庄早稲田の杜ミュージアム ☎ 71- 6 8 7 8  
**FAX** 71- 6 8 7 9

粘土をこねて、オリジナルの埴輪を作りませんか。

- **日時** 6月25日（金）～27日（日）  
午前10時～11時30分、  
午後2時～3時30分（各日2回）

- **会場** 本庄早稲田の杜ミュージアム

- **講師** 本庄早稲田の杜ミュージアム学芸員

- **対象** どなたでも

- **定員** 各回5名（先着順）

- **費用** 200円（材料費）

- **申込** 6月11日（金）午前9時から電話、**FAX**または直接本庄早稲田の杜ミュージアムへ



▶体験型観光

## 本庄すまいる日和2021 事業者を募集

募集

★商工観光課 ☎ 25- 1 1 7 4

市では観光振興の取り組みとして、体験型観光プログラム「本庄すまいる日和2021」を開催する予定です。

● **開催期間** 10月9日（土）～12月28日（火）  
開催にあたり、体験型観光プログラムを実施していただける事業者を募集します。

- **プログラムの要件** 次のいずれかに該当すること  
①市内の観光資源の魅力を活かしたもの  
②季節感や地域性、希少性など特別感を感じられるもの  
③創意工夫をし、参加者の満足感を得られるもの

- **応募期間** 6月30日（火）まで

※詳しくは、商工観光課（市役所4階）または**HP**で配付の募集要項をご覧ください。



▲募集要項



▶復旧工事が完了

## 利根川低水護岸災害復旧工事が完了しました

お知らせ

★道路管理課 ☎ 25- 1 1 5 1

令和元年10月に発生した台風19号による記録的な大雨により、市内を流れる利根川は越水こそしていませんでしたが、仁手及び下仁手地域では河岸の土砂が流されてしまったり、低水護岸（普段水が流れている部分のコンクリート等）が損壊する被害が発生しました。

低水護岸は、より高い位置にある高水敷（普段は水が流れていないため、主にグラウンドや広場として使われているところ）や堤防を、川の流れや波の作用による浸食から守る重要な施設です。

このたび、国土交通省利根川上流河川事務所により復旧工事が進められ、3月に完成しました。



被害の様子（工事前）

工事後の様子

被害状況（拡大）

本庄第一中学校